

UC ETC 単独発行特約（三社間契約）

第1条（目的）

本特約は、申込書記載のカード会社（以下「当社」と称します。）及び申込書記載のオートリース会社（以下「リース会社」と称します。当社とリース会社を以下「両社」と総称します。）の業務提携に基づき、当社のクレジットシステムを利用してリース会社のリース車両などのETCシステム利用による通行料金などを決済するためのカード（以下「ETCカード」と称します。）特約を定めたものです。

第2条（法人会員）

UCコーポレート会員規約・カード使用者規約（以下「会員規約」と称します。）、UC ETCカード特約、本特約を承認のうえ、当社が発行するETCカードの利用をお申し込みいただき、ETCカードの利用を承諾した法人または団体（以下「法人」と総称します。）をUCコーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。契約は、当社及びリース会社が承諾をした日に成立するものとします。

第3条（カード利用単位、管理責任者）

法人会員は入会にあたり、ETCカードの発行を希望する車両の管理単位（以下「カード利用単位」と称します。）及びカード利用単位の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。

第4条（車両）

1. 当社は、法人会員がリース会社と締結したリース契約に基づき使用する営業車両、及びその他車両で法人会員及び両社が認めた車両に対し、ETCカードを発行します。
2. カード表面に印字されるETCカード名義は、当該車両の登録車両番号または法人会員名称など両社が指定するものとします。

第5条（カード使用者）

ETCカードは、法人会員に所属する役職員であって、当該車両を使用する者（以下「カード使用者」と称します。）のみが利用できるものとします。

第6条（連帯責任）

1. 法人会員は、ETCカードにより生ずる当社への一切の責任を、リース会社と連帯して引受けるものとします。ただし、法人会員の支払責任は、当該法人会員によるETCカードおよび各種サービスの利用によって生ずる債務及び諸手数料に限られます。
2. 会員規約第3条記載事項は、本特約に基づき発行するETCカードには適用されないものとします。

第7条（ETCカードの発行と管理）

1. 法人会員は、ETCカード発行を希望する場合、管理責任者よりリース会社を經由して当社

に申し込むものとします。

2. 当社は、前項の申込に基づき、当社が第4条に規定する車両に対し ETC カードを発行します。なお、ETC カードと会員規約・ETC カード特約、本特約は、原則としてリース会社を経由してカード利用単位の管理責任者へ送付します。ただし、ETC カード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従います。
3. 法人会員は、ETC カード受領後、管理責任者をして ETC カードの表示に誤りがないことを確認のうえ、ETC カードを利用するものとし、誤りがある場合は直ちにリース会社を経由して当社に通知するものとします。
4. ETC カードは、当社が所有権を有し、法人会員及びカード使用者には、善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。
5. ETC カードは、カード使用者のみがご利用でき、他人に貸与・譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
6. 前項に違反して ETC カードが使用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が責任を持って支払うものとします。
7. ETC カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETC カードの表面に印字します。
8. ETC カードの有効期限が到来する場合、両社が引き続き法人会員として適当と認めるときは、上記2項と同様の方法で新しいカードと会員規約・UC ETC カード特約、本特約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。
9. 当社は、UC コーポレートカードの発行を留保します。

第8条（委託業務）

1. 法人会員は、当社が認めた場合に、リース会社に対し法人会員の入会申込を除く各種届出手続き業務（以下「本申請・届出」と称します。）を委託することができ、リース会社は当該委託に基づき本申請・届出を当社に行います。
2. 前項に基づきリース会社が当社に対し本申請・届出を行った場合、当社はこれを法人会員の行為とみなします。
3. 第1項の規定にかかわらず、当社が法人会員に対し直接法人会員の記名捺印による本申請・届出を求めた場合は、法人会員はこれに従うものとします。この場合、法人会員はリース会社に対し、当社からの申出に応じ直接本申請・届出を当社に行った旨を書面にて通知するものとします。

第9条（代金決済）

1. 当社が会員規約第24条に基づき譲り受けた債権並びにカード使用者の各種サービスの利用により取得した債権及び諸手数料は、原則として毎月10日に締め切ります。
2. リース会社は、前項の利用代金を、法人会員に代わり所定の方法により当社に立替払います。
3. 法人会員は、前項に基づく立替払い金を、所定の方法によりリース会社に支払うものとします。
4. リース会社は、前項に基づく毎月のお支払い金額を、所定のスケジュール・方法にて、ご

利用内容明細書として法人会員に通知します。法人会員は、ご利用内容明細書の内容についてのリース会社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けた後 2 週間以内に行うものとし、この期間内に異議の申立がない場合は、ご利用内容明細書に記載の売上や残高の内容についてご了承いただいたものとみなします。

第 10 条（カード及び車両の盗難、紛失届出の方法）

法人会員は、ETC カードまたは ETC カード券面記載の車両を盗難、詐取もしくは横領（以下「盗難」と総称します。）され、または紛失した場合に、カード使用者及び管理責任者をして、当社あて電話等により届出のうえ所定の喪失届を提出させるものとします。その際は、会員番号または ETC カード表面に記載された車両番号の通知を要することとします。

第 11 条（券面記載車両の変更時の対応）

1. 管理責任者は、ETC カード券面に記載された登録番号の車両を変更する場合、使用が終了した場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定の変更手続きを行い、ETC カードの再発行を受けるものとします。
2. 前項の規定に関わらず、ETC カード券面に車両番号の記載を行っていない場合は、両社に事前に申告を行い両社が認めた場合に限り、当該 ETC カードを継続して使用できるものとします。

第 12 条（券面記載車両の使用終了時の対応）

管理責任者は ETC カード券面に記載された登録番号の車両の使用が終了した場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定のカード使用取消手続きをしていただきます。

第 13 条（退会及びカードの使用取消と返却）

法人会員は、退会、特定のカード利用単位の廃止および特定のカード使用者の使用取消を行う際には、リース会社を経由して当社に所定の手続きを行うものとします。

第 14 条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合、当社が取得した情報は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間保有・利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 15 条（秘密保持）

1. 法人会員と当社は ETC カードの申込、利用に関し知り得た他の当事者の技術上営業上の一切の秘密を第三者に開示・漏洩しないものとします。
2. 法人会員と当社は、前項に違反し秘密を漏洩し他の当事者に損害が生じた場合、その一切の損害を賠償するものとします。

第 16 条（業務委託）

法人会員は、当社がカード業務に関するコンピューター事務、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等を、当社と業務委託契約を締結した会社に業務委託することをあらかじめ同意す

るものとしします。

第17条（免責事項）

両社は、ETC カードの利用代金の決済に関する事項を除き、加盟店からの情報還元及び ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとしします。

第18条（会員規約の適用）

本特約に特に定めない事項については、会員規約及び ETC カード特約を適用するものとしします。

第19条（本特約の変更等）

会員規約第 21 条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第 21 条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとしします。

2020年1月改定

【下線部は改定部分を示します。】